

平成 28 年地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会  
1 次ヒアリング説明概要

平成 28 年 8 月 5 日  
国土交通省国土政策局

### 1 平成 27 年度の提案概要

土地利用基本計画の変更等に係る国土交通大臣への協議 について、協議は形式的あるいは形骸化しているため、協議を廃止し、事後報告や意見聴取に変更してほしいとの要望。

<提案県・団体の意見>

関西広域連合	栃木県	広島県
事後報告に変更	計画書：協議存置 計画図：事後報告に変更	意見聴取に変更

### 2 これまでの改正経緯

- ① 昭和 49 年 国土利用計画法の制定（土地利用基本計画制度の創設）
- ② 平成 12 年 地方分権一括法  
土地利用基本計画の策定事務が都道府県の自治事務となる。  
「承認」から「同意を要する協議」に変更。
- ③ 平成 23 年 地方分権一括法  
「同意を要する協議」から「（同意を要しない）協議」に変更。

（意見聴取としなかった理由）

個別規制法の実施段階で、一定の範囲で国の関与がある下では、土地利用基本計画の実効性の確保のため、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分。

### 3 平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（H27.12.22 閣議決定）

土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議（9 条）については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 4 今回のご説明内容（説明資料参照）

- （1）「土地利用基本計画制度に関する検討会」における検討
- （2）協議についての再アンケートの実施

# 土地利用基本計画の変更等に係る 国土交通大臣への協議について

---

～提案募集検討専門部会 説明資料～

国土交通省 国土政策局

平成28年8月5日

1. 「土地利用基本計画制度に関する検討会」における  
検討状況……………3～5
2. 「協議」についての都道府県アンケート結果概要  
……………6

## 目的

国土利用計画法(以下「国土法」という。)は、昭和49年(1974年)、土地の投機的取引の増大、乱開発による自然環境の破壊等を背景に、国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成及び土地取引の規制等を目的として制定された。国土法施行以来40年が経ち、国土利用をめぐる状況は、法制定当時から大きく変化し、人口減少社会の到来に伴う土地開発圧力の低下、東日本大震災をはじめ相次ぐ自然災害の経験による国民の安全・安心に対する意識の高まりや巨大災害発生リスクの高まり等の課題が生じている。

平成27年8月に閣議決定された第5次国土利用計画(全国計画)では、こうした課題に対応するための措置の一つとして、土地利用基本計画を通じた土地利用の総合調整の積極的な実施が盛り込まれている。また、現行の土地利用基本計画の運用においては、都市地域等5地域を総合調整する機能が形骸化している例も散見され、上に述べた社会情勢の変化を踏まえて制度のあり方を見直すべきとの意見もある。

一方、地域の自主性の尊重や行政効率化の観点からは、平成27年地方分権改革に関する提案募集等の場において、都道府県の計画策定の際に義務づけられている国との協議のあり方の見直し等が指摘されている。

これらの問題意識を踏まえ、土地利用基本計画の制度・運用の今後のあり方について検討を行う。

## 委員

### 【有識者】

- ・内海 麻利 駒澤大学法学部政治学教授
- ・北村 喜宣 上智大学法科大学院教授
- ・中出 文平 長岡技術科学大学副学長(委員長)
- ・広田 純一 岩手大学農学部教授

### 【都道府県】

- ・栃木県総合政策部地域振興課土地利用調整班班長
- ・新潟県土木部用地・土地利用課土地利用対策係主査
- ・兵庫県国土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室室長

## 検討事項

- 第1回 平成28年1月28日
  - ・人口減少下において横断的に取り組むべき土地利用の課題
  - ・土地利用の総合調整機能 等
- 第2回 平成28年3月15日
  - ・土地利用の総合調整
  - ・土地利用基本計画制度の利活用
- 第3回 平成28年6月22日
  - ・地方分権の流れを踏まえた土地利用基本計画制度のあり方
  - ・論点整理
- 第4回 (平成28年9月～10月頃)
  - ・中間取りまとめについて

## 人口減少下において横断的に取り組むべき土地利用の課題について

- オールドニュータウン、大規模集客施設の適正な立地誘導等が大きな課題となっている。
- 自然環境の再生等により地域を魅力化し、移住・集客につなげている地域もある。これは人口減少社会における一つの地域づくりの方向性ではないか。
- 優良農地の確保とコンパクトシティ化を総合的に考える必要がある。
- 環境・景観・防災などは、人口減少社会だからこそ、長期的に対応できる課題である。

## 土地利用に関する総合調整の必要性について

- いつの時代にも、どこの分野が扱うか曖昧な領域の土地利用問題があるので、土地利用の総合調整は必要。県レベルで土地利用の総合調整の仕組み、運用が出来るところであれば、必ずしも土地利用基本計画で総合調整をしていく必要はないが、知事や担当者が変われば将来的にも上手く回せる保証はない。最後の拠り所として、土地利用基本計画の仕組みの意味がある。
- 土地利用調整上の課題に対応するため、計画による総合調整機能、土地利用に関する指針(マスタープラン)、情報プラットフォーム機能の三点が必要となる。全国一律に土地利用基本計画があることにより、この三つの機能が発揮できていない部分も少なくない。

## 土地利用基本計画の利活用について

- 土地利用基本計画書の内容について国が規定している訳ではない。例えば流域別に書く等、計画書のかかりの部分は独自色を出すような書き方ができる。積極的に活用していない自治体に対しても、土地利用基本計画の活用の仕方を示すことはできる。また総合調整のプラットフォームとして土地利用基本計画を活用することができる。
- 土地利用基本計画にはマスタープラン機能がある。防災の観点を盛り込む等、工夫次第では、マスタープランとしての実効性を持たせることができるのではないか。

## 国との調整・協議について

- 地方分権を進めれば進めるほど、主体間の調整は重要。国、都道府県、市町村のそれぞれの役割を明確にした上で、実効性ある仕組み（履行手段の確保等）・手続をいかに構築するかが、総論的には重要。
- 土地利用基本計画と個別法の考え方に齟齬が生じると、行政運営上問題があるのではないかと考える。こうした齟齬が生じないような調整は確保すべきではないか。
- 都道府県が必要と認めるときには協議を行うという方向性もありえるのではないか。
- 土地利用の総合調整や問題点のチェックを行うに当たってはマンパワーが必要だが、現在は国との協議については国土交通省がワンストップでやっているという点では、メリットがあるのではないか。

## 手続の効率化について

- 人的資源に限られている中、今後、行政事務の効率化は非常に大きな課題。こうした状況の中で、国・地方自治体双方の観点から、できるだけ省力化する必要がある。
- 個別規制法と重複する手続については簡略化する、事前協議と本協議を一本化する、といった改善は必要。
- 防衛施設や国有財産等県での把握が難しいものや、自然環境に関する事項など個別規制等は直接関係ない事項については、国の関係行政機関が確認するポイントを整理されたことは有意義。
- 国の関係行政機関が確認するポイントについては、より具体化するとなお良いのではないか。
- 土地利用基本計画と個別法の調整のタイミングについては、個別法手続の流れも踏まえ、モデル的な手順を示すことで、業務をより効率化できるのではないか。

### ○ 土地利用基本計画策定・変更時の国への協議に関するアンケート（平成27年11月集計）

- 平成27年10月から11月にかけて、各都道府県の地方分権担当部局及び土地対策部局を対象に実施。
- 土地利用基本計画策定・変更時の国への協議の意義や地方分権の流れを紹介した上で、当該協議につきアンケートを実施。
- 選択肢は、(1)引き続き協議、(2)事前の意見聴取、(3)事後報告、(4)その他 の4つ。

	計画書	計画図
引き続き協議	26%	17%
事前の意見聴取	37%	15%
事後報告	30%	59%
その他	7%	9%

N=46 対象：都道府県の地方分権担当部局・土地対策部局

### ○ 都道府県からの主な意見（平成27年11月集計）

- 各個別法の協議等手続と重複しており、事後報告等とすべきである。
- 事前の調整を十分に行った上で事後報告とすべき。
- 一律に事前協議とするのではなく、個別法上の手続の内容によっては、一部事後報告を認める等の弾力的な運用をお願いしたい。
- 土地利用基本計画は、国が策定する国土利用計画（全国計画）を基本に策定することとされていること、関係機関との間で情報共有と総合調整を図ることができることから、引き続き協議は必要。